

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行						
<p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十二の二（略）</p> <p>第四節の二十三 <u>六〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の二十五の三）</u></p> <p>第四節の二十三の二 <u>八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の二十五の四）</u></p> <p>第四節の二十四～第九節（略）</p> <p>第五章・附則（略）</p> <p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>2～25（略）</p> <p>26 <u>七一MHz以上八六MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（以下「八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局」という。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="145 997 1086 1220"> <tr> <td><u>周波数帯</u></td> <td><u>副次的に発する電波の限度</u></td> </tr> <tr> <td><u>帯域外領域に相当する帯域</u></td> <td><u>任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が一〇〇マイクロワット以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>スプリアス領域に相当する帯域</u></td> <td><u>任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が五〇マイクロワット以下</u></td> </tr> </table> <p>第四節の二十三の二 <u>八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備</u></p> <p>第四十九条の二十五の四 <u>八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>一 通信方式は、単回通信方式又は複信方式であること。</u></p> <p><u>二 空中線電力は、一ワット以下であること。</u></p> <p><u>三 送信空中線は、その絶対利得が五五デシベル以下であること。</u></p>	<u>周波数帯</u>	<u>副次的に発する電波の限度</u>	<u>帯域外領域に相当する帯域</u>	<u>任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が一〇〇マイクロワット以下</u>	<u>スプリアス領域に相当する帯域</u>	<u>任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が五〇マイクロワット以下</u>	<p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十二の二（同上）</p> <p>第四節の二十三 <u>六〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の二十五の三）</u></p> <p>第四節の二十四～第九節（同上）</p> <p>第五章・附則（同上）</p> <p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>2～25（同上）</p>
<u>周波数帯</u>	<u>副次的に発する電波の限度</u>						
<u>帯域外領域に相当する帯域</u>	<u>任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が一〇〇マイクロワット以下</u>						
<u>スプリアス領域に相当する帯域</u>	<u>任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が五〇マイクロワット以下</u>						

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表（略）

注1～33（略）

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1)～(4)（略）

(5) 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

35～52（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～第59（略）

第60 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5GHzとする。

別表第三号（第7条関係）

1～51（略）

52 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

<u>周波数帯</u>	<u>帯域外領域</u>	<u>スプリアス領域</u>
<u>不要発射の強度の許容値</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100μW以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50μW以下</u>

53 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から52までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表（同左）

注1～33（同左）

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1)～(4)（同左）

35～52（同左）

別表第二号（第6条関係）

第1～第59（同左）

別表第三号（第7条関係）

1～51（同左）

52 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から51までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

改正後				現 行			
<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十一の四 (略)</p> <p><u>三十一の五 設備規則第四十九条の二十五の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</u></p> <p>三十二〜六十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>				<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十一の四 (同上)</p> <p>三十二〜六十二 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (同上)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>			
置 装 一	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	置 装 一	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
			(略)				(同上)
			号 一 一 十 三 第 一 項 一 第 一 条 二 第 一 号				号 一 一 十 三 第 一 項 一 第 一 条 二 第 一 号
			(略)				(同上)

送	周波数	周数計又はスペクトル分析器	(略)	○	○	(略)	備設線無の四の
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	○	○	(略)	備設線無の五の
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(略)	○	○	(略)	
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	○	○	(略)	
	比吸収率	比吸収率測定装置	(略)			(略)	
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	(略)			(略)	

送	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(同上)	○	○	(同上)	備設線無の四の
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	(同上)	○	○	(同上)	
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(同上)	○	○	(同上)	
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(同上)	○	○	(同上)	
	比吸収率	比吸収率測定装置	(同上)			(同上)	
	低周波発振器直線検波器又は変調度計	低周波発振器直線検波器又は変調度計	(同上)			(同上)	

信	プレエンフアシ ス特性	低周波発振器直 線検波器	(略)			(略)
	搬送波電力	低周波発振器ス ペクトル分析器	(略)			(略)
装	総合周波数特性	低周波発振器電 力計	(略)			(略)
	総合歪及び雑音	低周波発振器直 線検波器 歪率雑音計	(略)			(略)
置	送信立ち上がり 時間及び送信立 ち下がり時間	オシロスコープ 又はスペクトル 分析器	(略)			(略)
	隣接チャネル漏 えい電力又帯域 外漏えい電力	低波発振器電力 測定用受信機又 はスペクトル分 析器	(略)			(略)
	搬送波を送信し ていないときの 電力	低周波発振器電 力測定用受信機 又はスペクトル 分析器	(略)			(略)
	送信速度	低周波発振器オ シロスコープ	(略)			(略)
	副次的に発する 電波等の限度	電界強度測定器 又はスペクトル 分析器	(略)	○	○	(略)

信	プレエンフアシ ス特性	低周波発振器直 線検波器	(同上)			(同上)
	搬送波電力	低周波発振器ス ペクトル分析器	(同上)			(同上)
装	総合周波数特性	低周波発振器電 力計	(同上)			(同上)
	総合歪及び雑音	低周波発振器直 線検波器 歪率雑音計	(同上)			(同上)
置	送信立ち上がり 時間及び送信立 ち下がり時間	オシロスコープ 又はスペクトル 分析器	(同上)			(同上)
	隣接チャネル漏 えい電力又は帯 域外漏えい電力	低周波発振器電 力測定用受信機 又はスペクトル 分析器	(同上)			(同上)
	搬送波を送信し ていないときの 電力	低周波発振器電 力測定用受信機 又はスペクトル 分析器	(同上)			(同上)
	送信速度	低周波発振器オ シロスコープ	(同上)			(同上)
	副次的に発する 電波等の限度	電界強度測定器 又はスペクトル 分析器	(同上)	○		(同上)

装 置	ダイエンフアシ ス特性	低周波発振器直 線検波器	(略)	(略)	(略)
	局部発振器の周 波数変動	周波数計	(略)	(略)	(略)
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(略)	(略)	(略)
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)	(略)	(略)
	隣接チャネル選 択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオ シロスコープ	(略)	(略)	(略)
	スリアス・レス ポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(略)	(略)	(略)
	減 量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)	(略)	(略)
	受 通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)	(略)	(略)
感 度	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(略)	(略)	(略)	

装 置	ダイエンフアシ ス特性	低周波発振器直 線検波器	(同上)	(同上)	(同上)
	局部発振器の周 波数変動	周波数計	(同上)	(同上)	(同上)
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(同上)	(同上)	(同上)
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(同上)	(同上)	(同上)
	隣接チャネル選 択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオ シロスコープ	(同上)	(同上)	(同上)
	スプリアス・レ スポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(同上)	(同上)	(同上)
	減 衰 量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(同上)	(同上)	(同上)
	受 通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(同上)	(同上)	(同上)
感 度	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(同上)	(同上)	(同上)	

総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)			(略)
---------	------------------	-----	--	--	-----

注 1 ～ 21 (略)

イ・ウ (略)

11・111 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (略)

注 1 ～ 4 (略)

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
(略)	
<u>第2条第1項第31号の4に掲げる無線設備</u>	<u>EX</u>
<u>第2条第1項第31号の5に掲げる無線設備</u>	<u>UT</u>
(略)	

総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(同上)			(同上)
---------	------------------	------	--	--	------

注 1 ～ 21 (同上)

イ・ウ (同上)

11・111 (同上)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (同左)

注 1 ～ 4 (同左)

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
(同左)	
<u>第2条第1項第31号の4に掲げる無線設備</u>	<u>EX</u>
(同左)	